

東京大学新世代感染症センター

特任助教 募集要項

1. 募集職種： 特任助教
2. 採用人数： 1名
3. 雇用期間： 令和 8 年 4 月 1 日以降の可能な限り早い日～令和 9 年 3 月 3 1 日
在職できる期間は令和 9 年 3 月 31 日を限度とし、以後更新しない。
4. 職務内容： ウイルス感染症の制圧を目指した研究を行っています。現在は下記のテーマを想定していますが、着任後独自のテーマについても相談して決定します。
 - 1: 蚊媒介性ウイルスにおける宿主間相互作用の解明
 - 2: 免疫刷り込みが長期免疫記憶や感染防御に及ぼす影響の解析
 - 3: 環境因子による感染病態・免疫応答の変化の解明上記以外にもウイルスの病原性解析やヒトに対するワクチン開発・ワクチン効果の検証などウイルス感染症に対する様々なプロジェクトを行なっていく予定です。
研究内容については <https://urakilab.utopia.u-tokyo.ac.jp/research/> をご参照ください。

ウイルス学・免疫学・分子生物学・バイオインフォマティクスなど、幅広い分野からの応募を歓迎します。

本ポジションでは、ウイルス感染症研究の基礎的解析から、ワクチン・治療法開発および社会実装を見据えた研究まで、一連の研究プロセスに主体的に関与することができます。

着任後は、既存プロジェクトへの参画に加え、本人の専門性や関心を活かした独自テーマの立ち上げを積極的に支援します。

5. 応募条件：
 - (1) 博士を取得している方(取得見込みの方も応募可)
 - (2) 第 1 著者の原著論文 1 編以上を英文学術誌に発表している研究実績を有していること。
 - (3) 組織の一員として協調性があり、柔軟に対応できる方
 - (4) 動物実験の経験のある方が望ましいが必ずしも必須ではない当教室では、ウイルス研究が未経験でも学ぶ意欲のある方を歓迎します。
6. 就業場所： 東京大学新世代感染症センター GMP 教育分野 浦木研究室 (〒108-8639 東京都港区白金台4-6-1)
変更の範囲：原則同一部局内
7. 就業日： 週5日勤務(月～金)
8. 就業時間： 09:00-17:30 休憩時間：12:00-12:45：専門業務型裁量労働制(みなし労働1日7時間45分)
9. 休暇等： 休日、土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、年次有給休暇、特別休暇等
10. 給与： 業績・成果手当を含め月額34万円～58万円程度
年俸制を適用し、東大の規定(東京大学年俸制給与の適用に関する規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_syuki/syuki30.pdf)に基づき資格、能力、経験等に応じて決定する。
通勤手当(原則55,000円/月まで)。詳細は、お問い合わせください。

11. 社会保険等：法令の定めにより文部科学省共済組合（健康保険・共済年金）、雇用保険、労災保険に加入
12. 応募書類・応募方法：必要書類をご準備の上、下記に記載した送付先にメールで送付してください。
 - 1: 履歴書（本学指定様式）（履歴書様式） <https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>
 - 2: 業績目録（様式自由）
 - 3: これまでの研究成果（1000文字以内）（様式自由）
 - 4: 今後の抱負（1000文字以内）（様式自由）
 - 5: 応募者について意見を求められる研究者2名の氏名・連絡先（所属・住所・電話番号・e-mailアドレス）（様式自由）
13. 応募締切：令和8年3月31日（火）17:00必着 ※但し、適任者が決まり次第締切ります。
14. 選考方法：書類選考のうえ、通過者に面接試験を実施 ※書類選考通過者に面接日時を連絡しますので、応募書類にメールアドレスをご記入ください。面接の際の交通費等は応募者の負担とします。
15. 書類送付先：東京大学国際高等研究所新世代感染症センター 准教授 浦木隆太
E-mail: ryuta-uraki[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp ([at]を@に変えてください)
郵送ではなく電子メールで応募書類を提出すること。電子メールの件名を「特任助教応募」とすること。
16. 募集者名称：国立大学法人東京大学
17. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
18. その他：（1）応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。（2）応募書類は返却いたしません。（3）この募集要項は、募集時現在において適用されている就業規則に基づき記載しており、採用までに規則改正があった場合には、改正後の規則に基づくこととなります。（4）採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。